

受注者・受託者の皆様へ

(支出負担行為担当者)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置等については、次により対応するようお願いいたします。

## 1 感染拡大防止に向けた対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（三つの密）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられており、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在するため、極力、三つの密の回避やその影響を最大限軽減するための対策に万全を期してください。

(2) 工事現場等においては、工事の円滑な施工確保を図る観点からも感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等に対して、健康管理に留意するよう指導をお願いします。

また、作業従事者等に感染が判明した場合には、速やかに発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図ることや、管轄保健所等の指導に従い適切な措置を講じてください。

## 2 工事及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、工期の見直し等が必要となる場合は、発注者に申し出てください。

また、当面の間、感染拡大防止のため一時中止等の必要が生じた場合は、発注者にその意向を申し出てください。

## 3 下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について

受注者は、下請負人に対して建設工事の請負代金・賃金の不払い、不測の損害を与えることがないように、適切な対応をお願いします。